

II-5-(17). 部活動指導計画

部活動の位置付け

生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感を育む学校教育の一環とする。

1 部活動のねらい

(協力・友愛・忍耐・創造の精神)

- (1) 青年期前期における人間形成の観点から、有意義に活用できる健全な活動の場とし、知識・技能習慣を身につける。
- (2) 生徒同士や生徒と教師・保護者・地域との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、多様な学びの場とする。
- (3) 共通の趣味や特技を基盤とした集団の中で、助け合いや奉仕の精神、リーダーシップを学ぶ。
- (4) 先生と生徒や先輩と後輩など、異年齢交流を通して豊かな人間性を育てる機会とする。
- (5) 健康増進、体力の向上を目指し、勤労を尊ぶ態度を養う。

※那覇市運動部(文化部)活動等の在り方に関する方針(那覇市教育委員会)参照

2 部活動の基本方針

- (1) 健康安全に留意し、部員・保護者・指導者・学校が一体となり、共通理解のもとで協力体制を確立しながら指導する。
- (2) 教師と保護者・部員が、相互の信頼関係と愛情・協りに結ばれた状態を維持しながら指導する。
- (3) 部活動を通して、いかなる場においても規律ある生活態度やマナーが身につくよう指導する。
- (4) ESDの視点に立った「課題解決に必要な7つの能力・態度」を育成できるよう努める。

3 指導体制

(1) 設置部 (*同好会)

- | | | | |
|-----------|-------------|-------------|---------|
| ①野球 | ②男子バスケットボール | ③女子バスケットボール | ④サッカー |
| ⑤女子バレーボール | ⑥バドミントン | ⑦ソフトテニス | ⑧ハンドボール |
| ⑨吹奏楽 | ⑩美術 | ⑪軽音 | |
| *水泳 | *柔道 | *新体操 | *空手道 |
| | | | *男子バレー |
| | | | *ダンス |

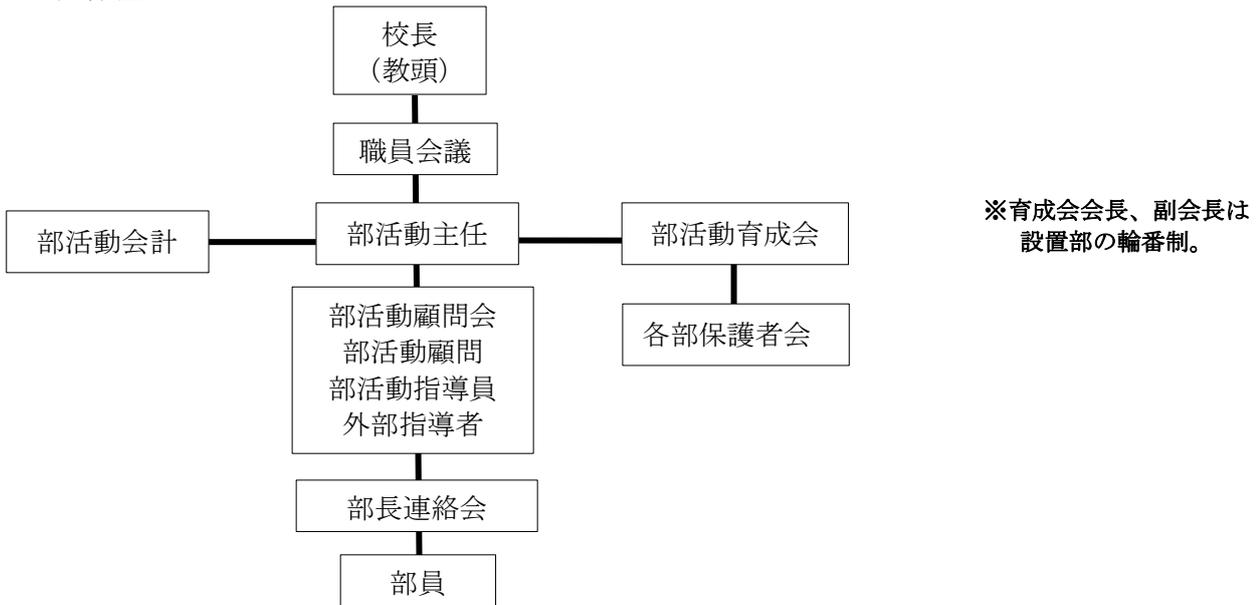
(2) 部活動指導者

- ①部活動指導者(顧問・副顧問)は、本校職員で、全職員配置制を原則とし、学校長が委嘱する。
*選出については、希望を確認して学校長及び部活動主任が調整して決定する。
- ②学校職員以外の指導者(外部コーチ)を必要とする場合は、顧問が推薦し、学校長が委嘱する。
*運動部活動については、沖縄県中学校体育連盟『外部コーチ(外部指導者)の登録規程』に準ずる。
- ③部活動指導員は、学校(顧問・地域)で人材を探し、学校(学校長)から市教委へ推薦し、委員会より承認の連絡があった後、配置される。

(3) 部活動の運営・管理を円滑に行うため、下記の係及び連絡会を設置する。

職員の係	生徒の係	保護者の係	部活動連絡会
部活動主任 部活動会計	部長連絡会 議長 部長連絡会 副議長	保護者会 会長 保護者会 副会長 保護者会 会計	部活動顧問会 部活動育成会

4 組織図



5 活動計画

(1) 活動日

- ①平日（月～金）の活動を原則とし、土曜・日曜のいずれか1日の活動を原則とする。但し、大会前等については保護者の許可をした者のみ、顧問（副顧問）、部活動指導員及び外部指導者がついている場合は活動できる。
- ②長期休暇時は、顧問の計画のもと学校長の許可を受けて活動する。
- ③定期テストの1週間前は原則として活動を停止する。
- ④体育的行事（運動会、校内陸上等）の日は、活動を停止する。
- ⑤毎月第3日曜日は、『家庭の日』と位置づけ活動を停止する。
- ⑥家庭の日以外に、令和6年度は平日（水）曜日を『ノー部活 day』、土日のいずれか一日をの休養日とする。

*運動部活動は、那覇市運動部(文化部)活動等の在り方に関する方針(那覇市教育委員会)参照

(2) 活動時間・・・平日の活動時間帯は18時完全下校とする。

*部活動時間帯や活動場所に関しては、学校行事・学級活動を優先する。

(3) 活動時間の延長、テスト前練習について

- ①活動時間の延長やテスト前練習は、要望する顧問が大会の1ヶ月前程度から申請でき、学校長の許可のもと、保護者の許可を得た者のみ活動を行うことを認める。
- ②活動の延長は最大30分、テスト前練習は最大17時45分までとし、それ以降はいかなる理由があっても延長しない。活動後15分以内の完全下校を徹底する。

*生徒の安全確保の上から顧問（副顧問）または代理教師のつかない活動は一切認めない。また、下校時刻の厳守ができない部活についても原則として活動を認めない。

(4) 部活動費

- ①部活動費は1・2年生は6,000円、3年生は、3,500円の一括納入とし、そのうち500円は部活動運営費とする。但し、いかなる理由による退部であっても徴収金は返金しない。（受益者負担）

*部活動費以外に徴収する場合は、校長の許可を得て、保護者連絡会の承諾のもと徴収する。

- ②県外、離島大会への派遣は、別途予算とする。

- ③途中入部者における活動費の徴収は、原則として「年度の残りの月×500円」とする。

6 部活動規則

生徒の自発的・自治的な活動を通じて、自主的な態度を養うとともに、社会性を育成し、生徒の健康と安全を守るため、部活動の基本方針をもとに活動の規則を制定する。

- (1) 顧問（副顧問）、部活動指導員及び外部指導者がつく部活動が活動できる。
※授業終了後、休業日等に行われる部活動は、学校が委嘱する外部指導者の適切な指導の下に行うことができる。ただし、部活動指導員及び外部指導者の恣意的な計画等による活動は除かれるものとする。
- (2) 体育館使用の時は、管理主任の許可を得る。
- (3) 下校時間を厳守する。（後片付け、戸締まりをきちんとする。）
- (4) 合宿(校外)は原則禁止とする。※保護者の許可を得た者のみ行うことができる。
- (5) 救急箱を必ず用意する。
- (6) 部室は顧問の責任のもと、施錠の徹底に努め、活動用具の保管や着替え等、本来の用途・目的から逸脱しないように使用する。
- (7) 部員の資格、入部、退部について
 - ①部員は松島中学校に在籍している生徒である。
 - ②入部するときは、部活動結成式等で保護者同伴のもと、顧問、生徒、保護者の三者の話し合いを持ち、入部許可願い書を提出して入部許可を受ける。
*1 年生は、入学式から部活動結成式前日までを部活動選択のための体験期間とし、体験申請書を提出して各部の活動を体験することができる。
 - ③退部するときは、退部許可願い書を提出し、顧問から退部許可を受けて退部する。
- (8) 中学生としての本分を守らない生徒、又は校則（規則）を守らない生徒及び部に対しての活動停止や対外試合の出場停止処分等については、部活動顧問会で審議し、学校長が最終決定する。
 - ①活動停止の期間は、当該生徒及び部活動の状況、顧問の意向等を踏まえ、原則として1日～14日とする。
 - ②出場停止処分の試合数等については、当該生徒及び部活動の状況を鑑みて、部活動顧問会で審議し、学校長が決定する。

7 部員心得

- (1) 部活動を支えてくれる保護者に敬意を払い活動する。
- (2) 生徒間、教師、保護者、指導者、地域とのコミュニケーションを大切にし、他者と協力する力、つながりを尊重する態度を育成する。
- (3) 仲間同士、教師や保護者、地域の方などとのつながりを意識し、自ら挨拶を行うことを目指す。
- (4) 生活（学習）態度や身なりをきちんと整え、いかなる場面でも時間のけじめをつける。
- (5) 異学年交流の場として、積極的に先輩、後輩でのコミュニケーションをとる。
- (6) 常に安全に気を配り活動する。万一、事故発生の場合は顧問または近くの職員に連絡を取り、適切な指示を受ける。
- (7) 常に向上心を持ち、技だけでなく、時に厳しい状況をも乗り越えられる、強い心身をつくる。
- (8) 校外活動では学校代表として自覚と責任を持ち、明るい挨拶やボランティア活動を積極的に行う。
- (9) 活動着は、その部活動にふさわしい服装で活動する。
- (10) 活動後はすみやかに帰宅し、寄り道や買い食いをしない。
- (11) 部活動を通じて成長がうかがえるよう努力する。

8 新しい部の設置

- (1) 入部希望者が競技に必要な人数で、指導教師または校長が認める外部指導者がいるとき、学校長の許可を受けて設立することができる。
 - ①新たに部活動の設置を要望する場合は、同好会として活動を開始するものとする。
*同好会とは正式な部活動と認められておらず、部室や活動場所が提供できない場合がある。
- (2) 同好会としての活動を開始し、一定の活動期間経過後、活動状況や継続性等を考慮し、職員会議の承認を得て新たな部活動として設置する。

9 部活動の廃部について

- (1) 活動実績が、半年～1年以上なく部員数が大会に参加できない部活動については部活動顧問会で審議し、職員会議の承認を得て、学校長の最終決定のもと廃部とする。

10 会計報告

- (1) 各部の顧問（副顧問）は年度末に、保護者会の会計監査を受け、部活動会計に提出する。
- (2) 部活動会計は育成会長又は学校長の監査を受け、部活動結成式で報告する。